

事務連絡
令和6年4月30日

一般社団法人島根県医師会長 様
各郡市医師会長 様
各病院管理者 様
一般社団法人島根県薬剤師会長 様

島根県健康福祉部薬事衛生課長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第36条の3第5項
に基づく医療措置協定締結医療機関の公表について

感染症予防対策につきましては、平素よりご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）第36条の3に基づき、県内の医療機関と、新興感染症発生・まん延時に、迅速かつ的確に医療提供体制を確保するための医療措置協定を締結しているところです。


また、感染症法第38条に基づき、協定内容に「病床確保」を含む場合は「第一種協定指定医療機関」、「発熱外来」又は「自宅療養者等への医療の提供」を含む場合は「第二種協定指定医療機関」として県が指定しています。

このたび、協定を締結した医療機関及び指定した医療機関の一覧を島根県ホームページに掲載いたしましたので、貴会会員及び貴院内で周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、各施設への協定指定医療機関の指定書の交付は、5月末までのところで送付する予定であることを申し添えます。

◆掲載先

島根県ホームページ：協定締結医療機関・指定医療機関について

URL	QRコード
https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/yakuji/kansensyo/info/kyoutei_ichiran.html	

薬事衛生課 感染症対策係 奥村
TEL：0852-22-5254 FAX：0852-22-6905
MAIL：kansensyo2@pref.shimane.lg.jp